

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県水俣市白浜町9番28号
 氏名 株式会社久環
 代表取締役 橋本 義一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和7年(2025年)1月20日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)1月11日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)
中間処理業	破碎・分級	金属くず（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破碎・分別	紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「廃石膏ボード」に限る。「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破碎	廃プラスチック類、木くず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	焼却	紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破碎 (移動式)	木くず（「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破碎・分級	熊本県水俣市袋字山 神迫1639番39	平成17年(2005年)9月12日 平成17年(2005年)4月8日 第中-170号	320 t/日(8h)
破碎・分別	熊本県水俣市袋字山 神迫1639番39	平成17年(2005年)9月12日 — —	1.6 t/日(8h)
破碎	熊本県水俣市袋字山 神迫1639番90 外	平成21年(2009年)8月5日 平成21年(2009年)7月30日 第中-211号	木くず：44 t/日(8h) 廃プラスチック類：47.5 t/日(8h)
選別	熊本県水俣市袋字山 神迫1639番90	平成24年(2012年)1月25日 — —	71.6 t/日(8h)
焼却	熊本県水俣市袋字山 神迫1639番90	平成30年(2018年)4月15日 — —	紙くず：4.656t/日(24h) 木くず：4.632t/日(24h) 繊維くず：3.984t/日(24h)
破碎 (移動式) BR200T-3	処理の実施場所：熊 本県内一円（熊本市 を除く。） 駐機場：熊本県水俣 市袋字山神迫163 9番39	令和6年(2024年)6月28日 令和6年(2024年)6月4日 第中-312号	200.8 t/日(8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
- (3) 処分後の廃石膏ボードにアスベストが混入していないことを確認するため、年2回検査を行い、水俣保健所へ報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成18年(2006年)1月12日付けで新規許可
- (2) 平成22年(2010年)1月21日付けの変更届出により破碎施設(設置年月日：平成17年(2005年)9月12日、処理能力：木くず41.3t/日(8h)、廃プラスチック類48.2t/日(8h)を廃止及び破碎施設を設置)
- (3) 平成23年(2011年)1月17日付けで更新許可
- (4) 平成25年(2013年)2月22日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「選別」を追加及び「手選別」を廃止)
- (5) 平成27年(2015年)12月17日付けで更新許可
- (6) 平成30年(2018年)9月7日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者：橋本 茂木)
- (7) 令和2年(2020年)9月2日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「焼却」を追加)
- (8) 令和3年(2021年)2月12日付けで更新許可
- (9) 令和7年(2025年)1月20日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に破碎(移動式)を追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

「無」

備考